

## データの二次利用および既刊著作物の引用・転載に関する規則

### 1. データの二次利用

- 1) 一般社団法人国立大学保健管理施設協議会(以下、「施設協議会」)の事業として行った調査等(以下、「調査等」)により収集したデータを調査等の担当者や担当組織以外の者が利用しようとするときは、事前に目的や利用方法を記載した計画書を施設協議会に提出し、その審査を受けるものとする。
- 2) 審査における適否の判断基準は、大学保健管理に資するものであること、利用方法(データの取扱いや解析方法等)が妥当であること、とする。なお、審査の体制は別に定める。
- 3) データの利用者は、利用による成果物(論文や報告書等)に調査等の主体や方法について明記するとともに、成果物を施設協議会の会員校に送付するものとする。
- 4) 成果の公表前または後に、データの利用に関して疑義が生じた場合は、施設協議会はデータの取扱いや解析について説明を求め、また公表前であっても論文・報告書等の原稿もしくはゲラ刷り等を請求することができる。
- 5) 担当者や担当委員会等が当該事業の計画の範囲外のデータ解析を行う場合も同様とする。

### 2. 記事・論文等の引用

- 1) 施設協議会の事業として刊行した著作物の記事・論文等を他の著作物(ウェブページも含む)に引用する場合は、引用に基づく記述とその出典との関係がわかるようにして引用するものとする。

### 3. 記事・論文等における文章や図表等の転載

- 1) 記事・論文等における意匠を伴う文章や図表等を他の著作物(ウェブページも含む)に転載(著作権法上の複製)する場合は、事前に施設協議会に対して転載先著作物の名称・概要および転載の必要性を添えて転載許諾を申請するものとする。
- 2) 申請を受けた施設協議会は、申請内容に基づいて許諾可否を判断する。判断の基準は、転載の目的が正当であること、原文章・図表等が改変がされていないか改変が最小限であること、とする。なお、判断する者は別に定める。

### 4. 自著の再利用

- 1) 施設協議会の事業として刊行した著作物の記事・論文等を、その著者が自己の他の著作物(ウェブページも含む)に転載する場合は、事前に施設協議会に対して転載先著作物の名称・概要を連絡するものとする。
- 2) 著者は、掲載にあたり出典を明記する。

## 5. 教育・試験目的の利用

- 1) 施設協議会の事業として刊行した著作物の記事・論文等の全体もしくは一部を、対象者が限定されている授業の教材として利用する場合は、特に許諾を求めることを要しない。その際、出典を明記するものとする。ただし、教材であっても営利を目的とする場合は、転載に関する許諾を申請しなければならない。
- 2) 施設協議会の事業として刊行した著作物の記事・論文等の全体もしくは一部を学識確認のための試験(入学試験、定期試験等)に利用する場合は、特に許諾を求めることを要しない。その際、出典を明記するものとする。ただし、出典を明記することが試験の遂行上支障となる場合はこの限りではない。

## 6. 備考

- 1) 上記に記述されていない事項は、著作権法の規定および出版界の慣例に従うものとする。